

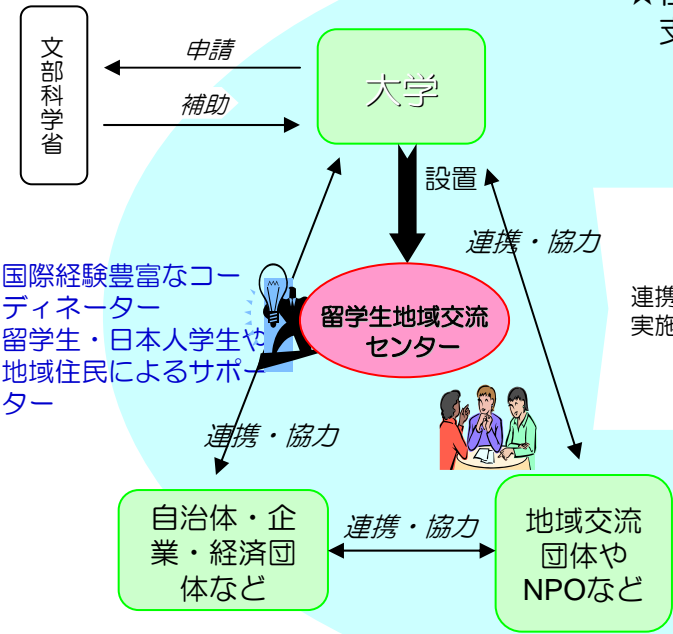
事業概要

大学等が、自治体やNPO、ボランティア団体等と連携し、地域の核となる国際交流拠点を整備して、留学生と日本人の学生・児童生徒及び地域住民等との交流を深めながら、地域一丸となって、生活面や就職、教育活動・地域活動への参画支援等の留学生支援を行う仕組みの各地での構築を支援。

1 補助事業（全国8カ所をモデル整備）

期待される取組

★仕組みの構築：補助終了後も自立的に留学生交流支援を継続できる仕組みの構築



- センター機能
 - ・留学生の専門性や興味関心と、企業や自治体、団体のニーズを連絡調整
 - ・関係者間のコーディネート 等
- 地域との連携例
 - ・留学生を講師として学校等に派遣
 - ・留学生による地域住民向け講座の開設
 - ・地域活性化事業への留学生の参画やイベントへの参加促進 等
- 企業等との連携例
 - ・合同WS等の日常的な知的交流
 - ・会社見学会
 - ・インターンシップの推進 等
- 町ぐるみの生活支援例
 - ・企業等の遊休施設を活用した宿舍の確保
 - ・ホームステイの推進
 - ・NPO等による交流しながらの生活支援 等

効果

期待される効果

- 地域における関係機関の連携促進
- 中・長期的な視野に立った留学生獲得のための環境整備の促進
- 地元企業への就職等優秀な留学生の地域への定着促進
- 留学生の事業・イベント等への参画でのユニークな視点の導入等による地域活性化
- 優秀な留学生との深い交流による若者等地域住民の国際化の促進

2. 本省事業

- 全国会議の開催（取組事例の報告、情報共有）
- 「『留学生の街』づくり推進委員会」の設置
 - ・モデル事業の選定
 - ・留学生の街（補助地域）へのアドバイザー派遣

留学生交流拠点整備事業

1. 趣旨・目的

外国人留学生の受入れの促進を図るため、各地域において、大学・地方自治体・地元経済団体・NPO・ボランティア団体等が連携して、外国人留学生と日本人学生・地域の住民・児童生徒・企業等との交流を深めながら、地域ぐるみで、外国人留学生の生活や就職を支援しつつ、地域経済活性化、街づくり、教育支援や観光振興等に外国人留学生の力を生かす仕組みを構築するための実践的調査研究を、大学等を中心とした地域コンソーシアムに委託する。モデルとしてのその成果は広く全国の大学や自治体等に提供することで、それらの取組を支援・促進し、我が国における留学生交流の一層の推進を図る。

2. 期待される効果

大学・地方自治体・地元経済団体・NPO・ボランティア団体等が連携して、外国人留学生と日本人学生・地域の住民・児童生徒・企業等との交流を深めながら、地域ぐるみで外国人留学生の生活や就職を支援しつつ、地域経済活性化、街作り、教育支援及び観光振興等に留学生の力を生かす街づくりの推進。

3. 業務の委託先

国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）、地方自治体、地元経済団体等のコンソーシアム

4. 委託経費

予算の範囲内で業務に要する経費を委託費として支出。

(1件あたりの上限10,000千円)

5. 平成24年度予算額

留学生交流拠点整備事業費（委託費）	44,000千円
全国シンポジウム実施経費等（本省執行経費）	7,463千円

平成24年度
留学生交流拠点整備事業
公募要領

文部科学省

目 次

1 事業の背景・目的	1
2 事業の概要	1
(1) 募集内容.....	1
(2) 申請対象.....	1
(3) 申請件数.....	1
(4) 選定件数.....	1
(5) 実施期間.....	1
3 選定方法	2
4 要件違反	2
5 申請手続き等	2
(1) 実施計画書.....	2
(2) 選定結果の通知について.....	3
(3) 公表.....	3
(4) 経費措置.....	3
6 事業の実施	3
7 問い合わせ先	5

1 事業の背景・目的

外国人留学生の受入れの促進を図るため、各地域において、大学・地方自治体・地元経済団体・NPO・ボランティア団体等が連携して、外国人留学生と日本人学生・地域の住民・児童生徒・企業等との交流を深めながら、地域ぐるみで、外国人留学生の生活や就職を支援しつつ、地域経済活性化、街づくり、教育支援や観光振興等に外国人留学生の力を生かす仕組みを構築するための実践的調査研究を、大学等を中心とした地域コンソーシアムに委託する。モデルとしてのその成果は広く全国の大学や自治体等に提供することで、それらの取組を支援・促進し、我が国における留学生交流の一層の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 募集内容

今回は、留学生交流拠点の整備に関する実践的調査研究をテーマとして実施計画を募集します。研究テーマの詳細は別紙「平成24年度 留学生交流拠点整備事業 研究テーマ」を参照してください。

(2) 申請対象

我が国の国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）（以下、大学等という。）、地方自治体、地元経済団体等のコンソーシアムを募集の対象としますが、主となる1つの大学等が代表して申請することとします。

なお、コンソーシアムには、上記以外に国際交流団体、NPO、ボランティア団体等の多様な機関が参画していることが望ましいこととします。

(3) 申請件数

申請可能件数は、各コンソーシアムから1件とします。

(4) 選定件数

5件程度（予算の範囲内で変動）選定することを予定しています。

※同一都道府県内から複数の申請があった場合は、最大1件のみ選定します。

(5) 実施期間

最大3年間（国の財政事情等により3年間を必ず保証するものではありません。）

なお、契約書第15条に基づき実施する調査の結果は、委託費の配分に勘案されるとともに、事業の遂行することが困難であると認めた場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

※事業開始日は、平成24年9月1日を予定しています。

3 選定方法

本事業の当該調査研究の実施計画の選定は、客観性、公正性、透明性を担保するため、外部有識者による「留学生交流拠点整備事業選定委員会」の審査により行われます。

選定方法等の概要は、「留学生交流拠点整備事業 審査要項」を参照してください。

4 要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ①「平成24年度 留学生交流拠点整備事業 実施計画書 作成・記入要領」に定める書式と異なる場合
- ②募集の対象機関以外からの申請の場合
- ③その他、計画書に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合

5 申請手続き等

(1) 実施計画書

「平成24年度 留学生交流拠点整備事業 実施計画書 作成・記入要領」(別添)に基づき、所定の様式で実施計画書(様式参照)を作成し、コンソーシアムの代表となる大学等の長から文部科学省高等教育局長宛てに申請してください。

提出期限や提出部数等は、次のとおりです。

【提出期限】

平成24年8月13日（月）10時必着

※配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕を持って発送することをお勧めします。

いずれの方法においても、期限を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受け付けませんのでご注意ください。

【提出部数】

「平成24年度 留学生交流拠点整備事業 実施計画書」10部（正本1部及び副本9部）及び電子データとしてMO、又はCD-R(W)（ファイルの形式は、一太郎、マイクロソフトワード、PDF）1枚とします。

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

※封筒等の表に朱書きで「平成24年度 留学生交流拠点整備事業 実施計画書」と記載してください。

【留意事項】

提出された計画書は、返還いたしませんので、各大学等におかれましては、控えを保管するようにしてください。

（2）選定結果の通知について

申請されたコンソーシアムには、代表の大学等の長あてに選定結果を通知いたします。（8月下旬予定）

（3）公表

選定結果の決定後、申請大学等名及び選定大学等名を公表する予定です

（4）経費措置

選定された実施計画に対して、「外国人留学生受入推進事業委託費」による経費措置を行います。

6 事業の実施

（1）選定された実施計画については、文部科学省と大学等の長との間で、委託契約を締結することとなります。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続きが必要となります。

- (2) 申請の際、平成24年度における実施計画の所要経費の積算を提出いただくこととなりますが、委託契約額として大学等に措置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。
- (3) 事業開始後に実施計画の内容に重大な変更が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得る必要があります。
- (4) 実施大学等は、実施計画書に基づき事業を実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書（委託業務完了報告書）を作成し、文部科学省に提出するものとします。また、複数年にわたる委託事業の場合は、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書（委託業務中間報告書）を作成し、文部科学省に提出するものとします。
- なお、事業に実施に際し、文部科学省高等教育局学生・留学生課が、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握することがあります。
- (5) 実施大学等は、事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに文部科学省に提出することとします。
- (6) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを行うことがあります。
- (7) 本事業は委託費により行うものであり、また、モデル事業としてのその成果は、広く全国の大学や自治体等に提供することで、それらの取組を支援・促進し、我が国における留学生交流の一層の推進を目的とするものであるため、調査研究による成果物の著作権は文部科学省に帰属しますが、一定の条件の下で、受託者に帰属することとなります。
- (8) 事業選定後は、「留学生交流拠点整備事業選定委員会」をアドバイザーとして活用することを予定していますので、選定されたコンソーシアムにおいては、積極的に活用してください。
- (9) 選定されたコンソーシアムにおいては、関係者や広く地域住民一般を対象に、地域ぐるみによる外国人留学生交流・支援・活用の気持ちを高めるためのシンポジウム等を開催していただくこととします。（既に留学生交流をテーマにしたシンポジウム等を開催する予定がある場合は、そのシンポジウム等に、上記のような趣旨を盛り込むことで替えていただいて構いません。）
- また、文部科学省において、平成25年3月に、同様のテーマで全国的な情報・意見交換を行うためのシンポジウムを行うこととしており、採択されたコンソーシアムにおいては、積極的にご協力いただくこととします。

7 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係
電話：03-5253-4111（内線3360）

平成24年度 留学生交流拠点整備事業 研究テーマ

留学生交流拠点の整備に関する実践的調査研究

【テーマの趣旨・目的】

外国人留学生の受入れの促進を図るため、各地域において、大学・地方自治体・地元経済団体・NPO・ボランティア団体等が連携して、外国人留学生と日本人学生・地域の住民・児童生徒・企業等との交流を深めながら、地域ぐるみで、外国人留学生の生活や就職を支援しつつ、地域経済活性化、街づくり、教育支援や観光振興等に外国人留学生の力を生かす仕組みを構築するための実践的調査研究を、大学等を中心とした地域コンソーシアムに委託する。モデルとしてのその成果は広く全国の大学や自治体等に提供することで、それらの取組を支援・促進し、我が国における留学生交流の一層の推進を図る。

【期待されるアウトプット】

- 地域における、外国人留学生交流・支援・活用の現状の分析に基づいた、関係機関のコンソーシアムの構築及びコンソーシアムの中心となるコーディネート機能の確立。なお、大学や自治体等の複数機関が参画する事業の取りまとめを行った経験（留学生交流に限定されない。）のあるコーディネーターが配置され、日本人学生や外国人留学生も参画する仕組みが整備されていることが望ましい。
 - 参加団体の出資等により自立的に長期間継続するための仕組みの構築。
 - 上記を踏まえた、留学生と日本人学生や地域住民との交流、外国人留学生に対する宿舍等の生活支援、インターンシップ・就職等の支援、留学生の、学校等の教育、地元企業や観光振興等での活用を含む先導的な成功事例の創出。
- ※関係者全員が、地域ぐるみで留学生を受け入れる重要性と有用性を認識し、得られるメリットを実感することで、委託期間終了後も取組が継続されることが望ましい。

【期待されるアウトカム】

- 大学・地方自治体・地元経済団体・NPO・ボランティア団体等が連携して、外国人留学生と日本人学生・地域の住民・児童生徒・企業等との交流を深めながら、地域ぐるみで外国人留学生の生活や就職を支援しつつ、地域経済活性化、街作り、教育支援及び観光振興等に留学生の力を生かす街づくり。

【基準委託額】

10,000千円/年